



## 重度心身障がい(児)者医療 給付制度のお知らせ

●お問い合わせ／市福祉課障がい福祉係 ☎26・5733

本市では、医療費の負担を軽減し、社会福祉の増進を図ることを目的に、重度心身障がい(児)者に対し、医療費助成としての医療証を交付しています。

**対象**／身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aのいずれかをお持ちの方、公的年金各法の障害等級1級の障害年金の受給者、国民年金障害等級1級・2級の障害基礎年金の受給者(2級は20歳前障がいに限る)、特別児童扶養手当の支給対象児童など。本人の市民税所得割額により対象者を判定します

**医療証の種類**／本人・扶養者に所得税課税が①ない場合は「一部負担金無」②ある場合は「一部負担金有」

**自己負担額**／①入院時の食事代

②医療費の1割、調剤費の1割、入院時の食事代

◆税制改正における年少扶養控除廃止については、廃止前の旧所得税額で計算します。

手続きに必要なもの／健康保険証、対象となる障がいの程度を示す手

帳または年金証書など

◆有効期限が平成27年6月30日までの重度心身障がい(児)者医療証をお持ちの方には、更新手続きの案内を5月下旬に送付しています。資格要件を確認の上、忘れずに手続きをしてください。医療証は資格要件審査後に送付します。

●**こんなときは手続きが必要です**

●医療証の交付を受けた方で、住所、氏名、加入している健康保険証に変更があった場合

●対象者が県外で受診した場合

◆医療証は山形県内でしか使えません。県外で自己負担した医療費の領収書(保険点数の明記してあるもの)、健康保険証、医療証、印鑑、金融機関の通帳を持参して本市に請求できます。



## 平成27年度子育て世帯臨時 特例給付金の申請受け付け

●お問い合わせ／子育て支援課 家庭支援係 ☎26・6276

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として子育て世帯臨時特例給付金を支給します。支給対象／6月分の児童手当を受給する方

◆特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5千円を支給しているもの)を受給する方は対象となりません。支給額／児童1人につき3千円 基準日／5月31日

【①一般の方の申請】

該当する可能性のある方には、申請書を送付しています。

**提出書類**／申請書(児童手当の現況届を兼ねる)、振込先金融機関口座確認書類および本人確認書類(児童手当振込口座以外の口座に振り込みを希望される場合に必要)

【②公務員の方の申請】

勤務先から申請書が配布されます。必要事項を記載し、児童手当の現況届と併せて勤務先に提出し、証明を受けてください。

**提出書類**／申請書、振込先金融機関口座確認書類(平成26年度の子

育て世帯臨時特例給付金を本市から受給した方で、当該給付金の振込口座以外の口座に振り込みを希望する場合に必要)

【②共通】

申請／6月1日(月)～10月1日(木)に市役所5階501号室および各総合支所地域振興課の窓口へ直接

## 児童手当の支払いと現況届

●お問い合わせ／子育て支援課 家庭支援係 ☎26・5734

5月分までの児童手当を6月10日(水)に該当する方の預金口座に支払います。

6月分以降の手当を受けるためには現況届の提出が必要です。該当する方には届出用紙を送付します。また今年度の現況届では、子育て世帯臨時特例給付金申請も併せて受け付けします。

6月30日(火)まで、受給者の健康保険証の写しを添付し、市役所5階501号室または各総合支所地域振興課へ提出してください。

◆平成27年1月2日以降に転入した方は、平成27年度の所得証明も添付してください。



# 「カラカラで 蛇口に飛び込む 僕の口」 6月1日～7日は水道週間です

お問い合わせ／市水道局管理課経営管理係 ☎22・1812

水道に関する国民の理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図るとともに、水道事業のさらなる発展を目的として、6月1日～7日に第57回水道週間が実施されます。



## 本市の水道の歴史

現在は当たり前のように使われている水道ですが、水道が普及する前は井戸水が主に使われており、昭和5年当時の酒田町全体で1千242本の井戸があったと記録に残っています。

しかし井戸水は、夏場になると出なくなったり、水質的に飲み水に使えなかったりとさまざまな問題があり、生活用水だけでなく、船舶や蒸気機関車の水の確保にも



▲約80年後の水道管更新工事



▲昭和5年当時の工事風景 (旧割烹小幡前)

和田博士は、翌年から調査を開始し、苦心の末、昭和元年に最上川の伏流水を水源とする設計を立案。今から85年前の昭和5年10月に小牧浄水場が完成しました。

苦勞していました。安全に安定して使える水道が必要だったので。そのような状況の中、大正13年、酒田町議会は、水道の布設を決議し、当時水道の権威であった和田忠治工学博士に設計を依頼しました。これが酒田地区上水道の始まりです。

## これからの水道の課題

その後、8度にわたる拡張工事を経て、平成13年に県営の田沢川多目的ダムを水源とする平田浄水場（県営）が完成したことにより、2つの水源を活用した安定的な水道が提供されるようになりました。

本市の人口は年々減少しており、水道を使用する人口も減少しています。またトイレや浴室などの節水機能の向上や節水意識の高まりから、使用される水量も減少しており、それに伴い給水収益も年々減少傾向にあります。また人口増加時代に整備された水道施設や配水管などは、今後40年間に建て替えや入れ替えをする必要があります。

「給水収益が減少する状況下で、どのように老朽施設などを更新していくか」という課題に対し、水道局では、民間委託の積極的な活用や業務の改善を進めています。また施設の延命化、統廃合や縮小なども検討しています。

## 公道漏水の情報提供にご協力

道路上や道路から敷地内のメーターまでの配管上で「晴天が続いているのにいつも地面が濡れている」「水が湧き出ている」などの場合、漏水の可能性があります。

水道メーターより道路側の漏水に関しては、水道局が調査します。市水道部工務課管路係 ☎22・1813へ連絡してください。

